

小さな子どもがいる家庭では、住宅の安全対策も重要です。

子どもの死因の上位に「不慮の事故」があり、その直接的な原因は子どもの年齢によって異なりますが、乳幼児ではボタン電池の誤飲や浴室での溺死、ベランダからの転落等があります。不慮の事故の多くは家庭内で起こっているため、家庭での事故予防対策が重要です。

市町村では、乳幼児健康診査の機会を利用し、乳幼児の事故予防対策の普及啓発に努めていますが、より一層の推進が求められます。

また、室内の空気汚染等が子どもの健康に影響を及ぼす可能性があることから、シックハウス症候群の対策も引き続き重要です。

取組の方向性

子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進めるとともに、住まいの選択に必要となる情報が得られるよう支援します。

◇今後の取組

(子育て世帯等に適した住宅確保の支援)

- 県営住宅については、建替え時に地域のニーズに応じた子育て支援施設の併設を推進するとともに、地域の子育て拠点として団地内施設の活用を図ります。

また、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めます。

- 県は、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報を市町村、社会福祉法人、NPO等支援団体、仲介事業者等と連携して提供するとともに登録促進を図ります。

また、子育て世帯などを入居対象とする民間賃貸住宅で、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業などの補助制度を活用して整備した賃貸住宅に関する情報を市町村、社会福祉法人、NPO等支援団体、仲介事業者等と連携して提供します。

- 県は、世帯の居住ニーズにあった住宅への住み替えが円滑に行えるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及を図ります。

(以上 建設部)

(家庭内の安全確保等)

- 各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、市町村は、乳幼児健診等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。
　　県は、市町村の取組を分析・評価し、他自治体の先進的な取組の情報提供を行います。 (健康福祉部)
- あいち小児保健医療総合センターに設置した「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行います。 (病院事業庁)
- 県は、シックハウス症候群の発生を未然に防ぐための啓発、予防指導などの活動を行います。 (健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	72.5% (平成25年度)	増加 (平成31年度)

用語解説

<愛知県あんしん賃貸支援事業>

一人親、小さい子どもがいる世帯等を受け入れることとした民間賃貸住宅で、愛知県に登録された住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供等を行うことにより、入居を支援する事業。

<シックハウス症候群>

建築内環境における、化学物質の関与が想定される皮膚や眼、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重などの健康障害の総称。

基本施策 20 安心できるまちづくりの推進

◇現状と課題

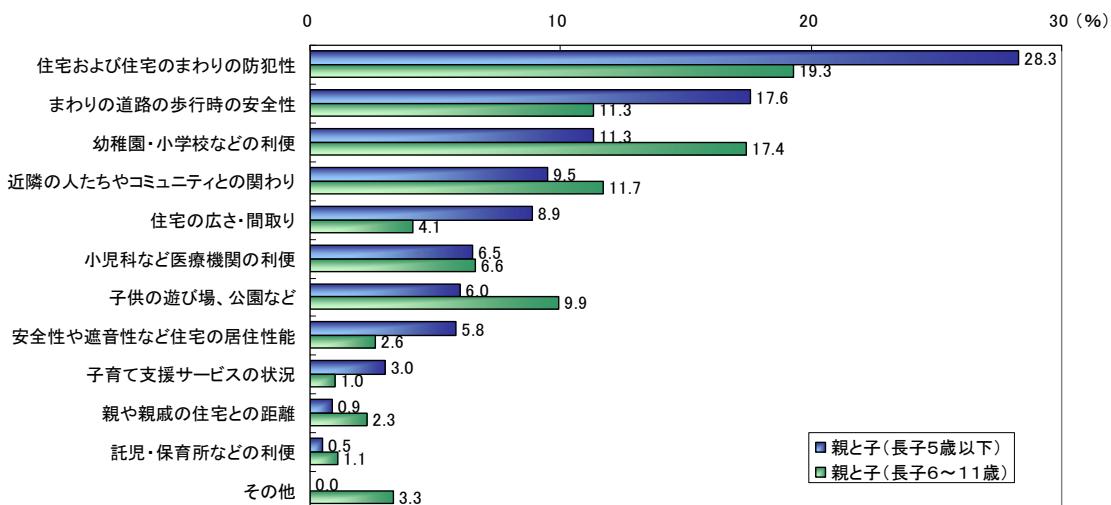
地域力の低下に伴う防犯の必要性の高まり

安心して遊べる多様な遊び場の不足

平成 20 年に実施された「住生活総合調査」によれば、「子育てにおいて重要と思われる要素」として、「住宅及び住宅の周りの防犯性」を回答する人が一番多く、安心して暮らせるまちをつくるためには、防犯の視点が欠かせなくなっています。

愛知県安全なまちづくり条例に基づく指針（「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」）では、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する基準などが示されており、最近では防犯カメラの設置を求める規定が追加されるなど、時代に伴った防犯対策が定められています。今後も、この指針の普及の促進及び犯罪等の防止に配慮した環境設計を行っていく必要があります。

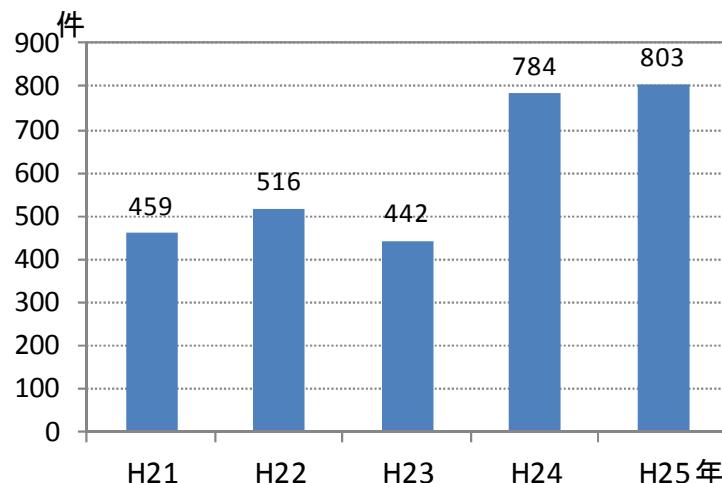
図表 34 「子育てにおいて重要と思う要素は何か」



資料：国土交通省「平成 20 年住生活総合調査」

また、県の調査によれば、子どもに対する声かけ・つきまといの認知件数は徐々に増加しており、児童の登下校時や学校内の安全確保、児童生徒への安全教育の充実など、地域ぐるみでの子どもの安全確保に対する取組の必要性が一層高まっています。

図表 35 子どもに対する声かけ・つきまとい等の認知件数の推移（愛知県）



資料：愛知県警察本部調べ

注：子どもは 13 歳未満

他方で、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等のバリアフリー化を進め、まちや施設のバリアフリー化はかなり進んできましたが、妊産婦、乳幼児連れの者など誰もが安心して外出できる街づくりは引き続き求められています。道路や公園、公共施設等において、段差の解消や乳幼児用のいす・ベッドを設けたトイレの設置など、人にやさしい街づくりを推進する必要があります。

加えて、歩行者・自転車利用者が安全に通行できるようにするため、歩道の設置・拡幅、段差・勾配の解消や生活道路などでの速度を制限する区域の設定、通学路対策などの推進も重要です。

都市公園は子育て家庭が利用する機会の多い施設であり、段差のない出入口等の整備や見通しの確保ができるような施設配置に努めていますが、子育て家庭が安心して公園を利用できるよう、今後も取り組んでいくことが必要です。

また、子どもが地域の中で安心して遊ぶことができる場として、児童館や児童遊園があります。

県立の大型児童館である児童総合センターは、地域の児童館のセンター的役割を担い、遊びの開発や普及・啓発、児童館職員向け研修のほか、子育てに関する情報の発信や、子育て支援活動者のネットワークづくりなどを行っています。

一方、県立の大型児童遊園である愛知こどもの国及び海南こどもの国は低廉な料金で利用できる屋外型の遊び場です。

子どもの心身ともに健やかな育成のため、職員の専門性を生かし、活動や運営を向上させ、魅力ある施設にしていくことが必要です。

児童総合センター

児童総合センターは、愛・地球博記念公園の中にある“あそび”をテーマにした県立の大型児童館で、未来を担う子どもたちが心と身体を躍動させて、身のまわりの“もの”や“こと”と出会い、感じ、気づく、そんな時間と空間を提供しています。

また、“子どももおとなも ドキドキ発見！あそびの基地”を合言葉に、子どもだけでなく大人も一緒に楽しめるさまざまなプログラムを開催しています。

3歳以下の子ども達を対象に五感を促す感覚的なあそびを親子で体験する「トコトコプログラム」、お父さんが子育てを楽しむきっかけづくりとなる「お父さん応援プログラム」、祖父母世代が孫との関わりを通じて、親世代の子育ての不安を軽減するための「祖父母力アッププログラム」等を実施し、子育てを応援しています。



取組の方向性

バリアフリー化を進め、子どもや子育て家庭にやさしく、誰もが安心して外出できるまちづくりを進めます。
子どもが安心して遊べる場所の提供を行います。

◇今後の取組

(安心して外出できる環境づくりの推進)

- 県は、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備促進や普及に努めます。
- 県は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく届出に対する指導・助言の実施や望ましい整備指針の周知・啓発に努めます。
- 県は、道路について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
- 県は、新たに整備する県営都市公園について、園路の幅員や勾配の確保、段差のない出入口、多機能トイレ等の整備を行うとともに、供用中の公園についても整備に努めます。

(以上 建設部)

(安全な道路交通環境の整備)

- 県は、通学児童が多く、小学校に近い、歩道が整備されていない危険通学路について、カラー舗装など簡易な整備を含め重点的・緊急的な整備を実施するとともに、交差点改良及び歩道等の整備を実施します。 (建設部)
- 県は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制（ゾーン 30）を実施するとともに、道路整備等の安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する車両の抑制等を図ります。 (建設部、警察本部)

(子どもの安全を守る取組の充実)

- 県は、防犯ボランティアによる通学路や公園における子どもの安全を守る取組を推進します。また、防犯パトロール隊等によるパトロール活動を推進します。
(県民生活部、教育委員会、警察本部)
- 県は、スクールガード活動推進員に対する研修などスクールガード活動の取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす不審者等の情報を、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークにより提供します。 (教育委員会)
- 県は、安全なまちづくり推進指導員について、各小学校区に 1 名程度を目安として、今後も委嘱を進めます。 (警察本部)

- 県は、参加・体験型の防犯訓練、防犯教室の実施や、児童の危機回避能力等の向上を目的とした「防犯少年団」の活動を推進するとともに、「こども 110 番の家」等の拡充や、児童・保護者等に対する周知徹底を図ります。
- 県は、携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」により、不審者情報等を提供します。 (以上 警察本部)

(交通安全の取組の推進)

- 県は、チャイルドシートモデル園事業（幼稚園・保育所）や交通少年団育成事業など、市町村、警察、幼稚園、保育所、関係機関・団体等と連携しながら、子どもの成長に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。また、交通安全教育に携わる者の指導力の向上及び民間指導者の育成を図ります。
- 県は、幼児の保護者を対象としたチャイルドシートの装着教室や幼児・児童を対象とした自転車教室など、受講者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 (以上 県民生活部、警察本部)
- 県は、地域に密着して活動している母親クラブ等と協力し、子どもの安全や地域住民に対する交通安全啓発活動を実施しています。 (健康福祉部)

(安全な遊び場の確保)

- 県は、公園の遊具の計画的な改築、更新、修繕を図ります。 (健康福祉部、建設部)
- 県は、母親クラブ等と協力し、地域の公園の安全点検を行って、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。 (健康福祉部)

(多様な遊び場の提供)

- 児童総合センターは、開館以来蓄積してきた遊びを通じての子どもの健全育成や子育て支援に関する事業のノウハウを生かし、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援を図るとともに、子どもの創造的な「遊び」の機会を提供と幅広い年代を対象とする子育て支援を推進します。
- 愛知こどもの国及び海南こどもの国は、地域との連携・協働に積極的に取り組み、多様な体験活動や子どもが自然とふれあう機会を提供します。 (以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
ゾーン 30 の整備箇所数	118 箇所 (平成 25 年度)	215 箇所 (平成 28 年度)

用語解説

<防犯少年団活動>

子どもの安全リーダーを育成し、安全な行動や防犯について教えあうことで児童の防犯意識や危機回避能力を向上させることを目的に平成19年から実施している活動。

<こども110番の家>

犯罪被害に遭い又は遭いそうになって助けを求める子どもを保護し、警察への通報等を行う子どもを守るボランティア活動の一つ。子どもが助けを求めるための緊急避難場所となるもので、警察の委嘱と、地域や企業による自主的な活動がある。

<パトネットあいち>

警察署単位の事件等に関する情報と安全に役立つ情報を配信する携帯電話向けメールマガジン。不審者等に関する情報など「地域安全情報」、緊急に注意を呼びかける情報など「注意情報」、気をつけていただきたい警察からのお知らせ「一斉情報」を配信。

<母親クラブ>

児童を持つ母親のみならず地域における児童健全育成に関心のある人が参加する組織で、遊び場の安全点検や交通安全指導など、地域に密着した活動を実施。



<愛知こどもの国>

県立の大型児童遊園で、愛知県政100年を記念して昭和49年に西尾市（旧幡豆町）に開園。面積約100万m²。巨大遊具ドラゴン、芝生広場、キャンプ場等の遊具・設備がある。

<海南こどもの国>

県立の大型児童遊園で、昭和60年に弥富市（旧十四山村）に開園。面積約11万m²。足踏み式ゴーカート、水上自転車、大型滑り台、プール等の遊具・設備がある。

<児童総合センター>

県立の大型児童館で、平成8年に愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内に開館。3階建、延7,600m²。あそびステーション、チャレンジタワー、キッチンスタジオ等の設備がある。

IV 「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする

- 地域でのつながりが希薄化する中、子育て家庭が孤立しないよう、身近で気軽に助け合うことができるネットワークを形成することが必要です。
- このため、子育て支援N P Oの活動支援を推進するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を強化します。

基本施策 21 ボランティア・N P O等との協働推進

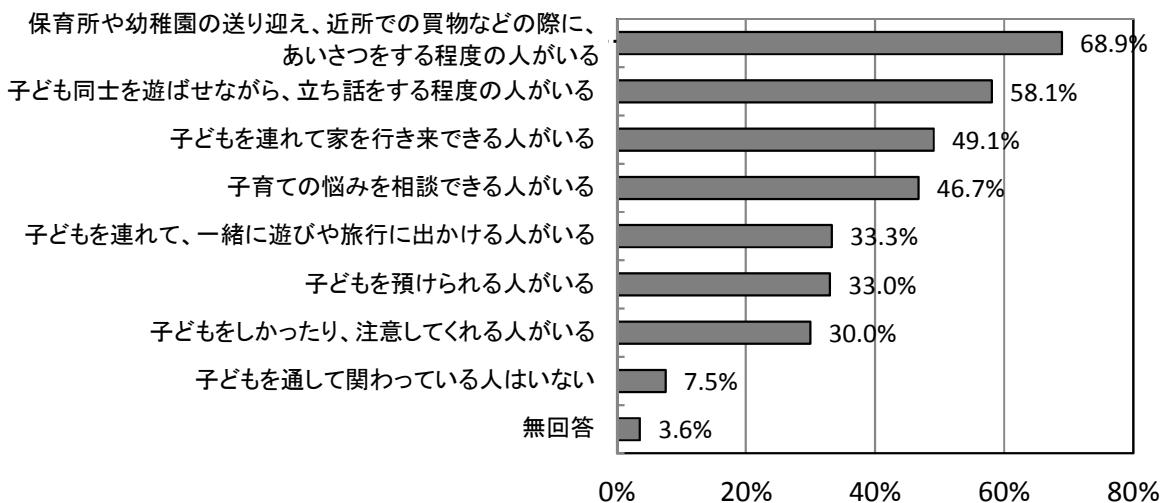
◇現状と課題

子育て家庭のニーズへの柔軟な対応

都市化や過疎化、核家族化の進行等により人間関係が希薄化し、かつては地域が担っていた子育て支援の機能が低下しています。

平成 25 年度の「少子化に対する県民意識調査」でも、「子どもを通して関わっている人はいない」の割合が前回の調査に比べて増えているなど、近隣の支援が期待しにくく、子どもの預けあいや見守りなどの機会が減り、保護者は孤立感や不安感、負担感を感じていることがうかがえます。

図 36 子どもを通じた近所づきあい

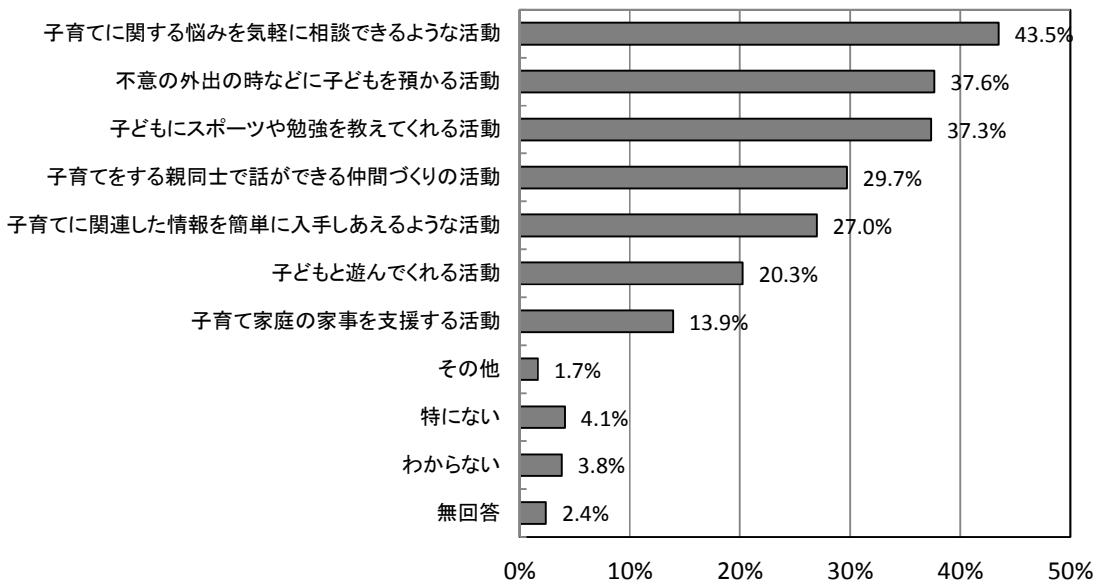


資料：愛知県健康福祉部「少子化に関する県民意識調査」（平成 25 年度）

地域で住民同士の助け合いとしてあればよい活動として、「子育てに関する悩みを気軽に相談できる」「不意の外出の時などに子どもを預かる」との回答が多くなっています。

地域において、子どもや子育て家庭を支える活動は、これまで地域のボランティアやこども会、NPO等の非営利組織が行ってきましたが、今後は行政とこれらのボランティア等が協働することにより、お互いの強みを生かしたより効果的な支援を行うことが重要です。

図37 地域における住民同士の助け合い



資料：愛知県健康福祉部「少子化に関する県民意識調査」（平成25年度）

取組の方向性

子ども・子育て家庭を支えるNPOやボランティアなどの活動の普及、協働の促進を進めます。

◇今後の取組

(子育て支援NPO等の活動の推進)

- 県は、多様な子育て支援の取組を行っている子育て支援NPO等が情報交換を行う機会を設け、NPO等の連携の推進、活性化に努めます。
- 県は、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体が市町村の子育て支援拠点や保健センター等と連携している好事例を集めて情報発信し、県内で同様の取組が展開できるよう推進します。
- 県は、年齢の違う子どもが地域において様々な交流活動を行う子ども会や母親クラブの活動について、その活性化に努めます。 (以上 健康福祉部)

(ボランティア等が活躍する場の提供)

- 県は、地域の子育て支援拠点や子育て支援NPOが実施するボランティア等を活用した訪問支援事業や相談事業の普及推進に努めます。 (健康福祉部)
- 県は、地域における子育てを支援する子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援します。 (教育委員会)

(学校と連携した活動の推進)

- 県は、地域教育力の向上を図るため、学校支援地域本部事業や放課後子ども教室等への高齢者の参加を促進します。
- 県は、学習支援や部活動の指導など、学校支援ボランティアが学校教育活動の支援を行う体制を推進します。 (以上 教育委員会)

◇5年後のあいのちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
学校支援ボランティアの実施校の割合	小学校 96% 中学校 76% (平成25年度)	100% (平成31年度)
子育てネットワーカーの活用市町村数	24市町村 (平成25年度)	40市町村 (平成29年度)

基本施策 22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成

◇現状と課題

社会全体で子育てを応援する機運の更なる醸成

少子化が進む中、県では、平成19年3月に制定した愛知県少子化対策推進条例に基づき、県民や事業者と一体となって少子化対策に取り組んでいます。

平成21年3月からは、毎月19日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、平成22年から、11月を「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間」と定め、子育て家庭、職場、地域全体で子育てを支える県民運動を実施しています。

子どもや子育て支援の取組を進めるためには、地域の様々な構成員が主体となって、地域社会全体で子育てにあたたかい環境を作っていくことが重要です。

平成25年に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によれば、愛知県の子育て・子育ち応援マスコットキャラクター「はぐみん」の認知度は前回調査の17.2%から38.4%になり、多くの人に知られるようになりました。他方、「子育て応援の日（はぐみんデー）」の認知度は10.8%と、認知が進んでいない状態にあります。社会全体での子育て応援の取組を進めることができます。



取組の方向性

県や市町村だけでなく、県民や企業などそれが主体となって、「あいち」全体で子供の成長や子育てを応援していく取組を進めます。

◇今後の取組

(地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化)

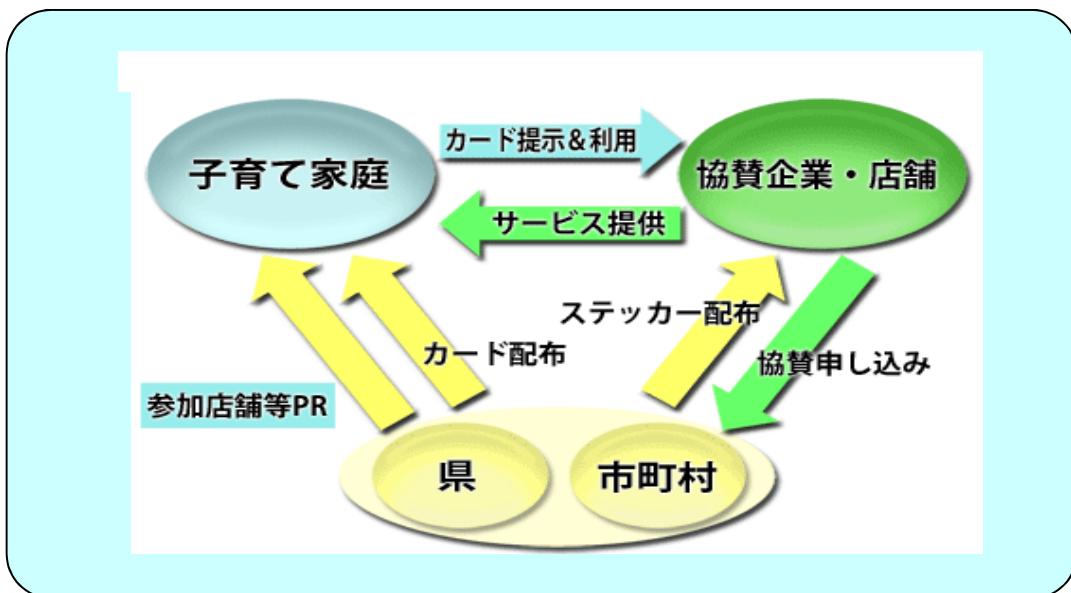
- 愛知県少子化対策推進会議を基盤として、官民一体となった全県的な少子化対策を推進します。
- 県は、社会全体の子育て支援の機運を高めるため、市町村や経済団体等関係団体と連携しながら「子育て応援の日（はぐみんデー）」の広報啓発活動を行います。
- 県は、子育て家庭のニーズに合わせた情報提供を行うため、ポータルサイト「あいちはぐみん Net」の内容充実、利便性の向上を図ります。

(以上 健康福祉部)

(企業と連携した取組)

- 市町村は、子育て家庭に「はぐみんカード」を配布します。また、「はぐみんカード」で優待が受けられる協賛店舗の登録の拡大に努めます。
　　県は、「はぐみんカード」を作成し、協賛店舗や利用者の拡大に向けた広報活動を行います。 (健康福祉部)
- 県は、企業の従業員が仕事、家庭、育児を両立できるよう、「イクメン」支援を始めとする取組を企業とともに実施します。 (健康福祉部、産業労働部)
- 県は、企業に講師を派遣し、企業内研修において家庭での親の役割等、家庭教育について学習する機会を提供し、家庭教育を支援する「家庭教育応援企業」の拡充に努め、子育てに理解のある職場づくりを進めます。 (教育委員会)

《子育て家庭優待事業の仕組み》



◇5年後のあいのちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
子育て家庭優待事業登録店舗数	9,040 店舗 (平成 25 年度)	10,000 店舗 (平成 31 年度)